１２　公益通報者の保護

（１）公益通報者保護法の制定

　　　そもそも犯罪行為になるような法令違反行為は許されるべきではなく、事業者のコンプライアンスを確保し、国民の生命、身体、財産などへの被害を防止していくためにも、公益のために通報する行為は、正当な行為として評価して、通報者を保護すべきなのである。

　　　そこで、2004(平成16)年6月に公益通報者保護法が制定され、2006(平成18)年4月1日から施行されたのである。

（２）公益通報の現状

　　　本来であれば公益通報は事業者自身のコンプライアンスを高めることにもなり、事業者側にも利益な面があるはずである。そこで、事業者において、法令違反や不正行為等の発生又はそのおそれがある場合に、そのような事実を知った従業員等の通報を受け付け適切に対応する仕組みとして内部通報制度を導入することも少なくない。実際、消費者庁が2013(平成25)年6月に発表した公益通報者保護制度に関する実態調査報告書によれば、全体の46.3％が既に内部通報制度を導入しており、検討中の13.9％と合わせると過半数を超える。

　　　しかし、従業員数3000人を超えるいわゆる大企業では内部通報制度を導入しているところが96.8％であるのに対し、従業員数50人以下のいわゆる中小零細企業と呼ばれるようなところでは10.0％にとどまり、むしろ今後も導入する予定がないとするところは73.7％にも上り、企業の規模による格差が激しい。したがって、今後はこうした中小零細企業にも公益通報の重要性を説明し、内部通報制度の導入を働き掛ける必要性を感じざるを得ない。実際に上記実態調査報告書にも内部通報制度を導入していない中小企業等の状況として公益通報者保護法そのものや内部通報制度についての知識がないなどのヒアリング調査の結果が出ており、こうしたことからも公益通報者保護法自体や内部通報制度についての理解が進むよう様々なルートを通じて働き掛けが必要であるといえよう。

（３）弁護士会の取り組み

①　弁護士会に対する期待

公益通報者保護法制定時の衆議院内閣委員会での附帯決議に「民間における相談窓口の充実に関し、日弁連等に協力を要請すること」とあることからも分かるように、公益通報に関しては当初より弁護士会及び弁護士に期待されるところが大きい。

②　東京弁護士会

東弁では、公益通報者保護法施行に合わせて2006(平成18)年4月に協議会を設置し、翌2007(平成19)年4月からは公益通報者保護特別委員会を設置して、公益通報に関する法律相談や支援活動を行うなど公益通報者保護法制定当初より公益通報に積極的に取り組んできた。また、より多くの公益通報に関する法律相談に対応できるよう2009(平成21)年10月からは毎月1回無料電話相談を行っている。

それだけでなく、公益通報者保護特別委員会においては、公益通報相談マニュアルを作成し、毎年相談担当者のため研修会を開催して公益通報相談の質の維持・向上に努めている。また、委員会の開催日ごとに実際の公益通報相談の事例や相談内容を検討し、相談担当者のスキルの向上につながるよう活動している。さらに、公益通報相談をしようとしている方からのアクセスが容易になるよう委員会のホームページも定期的に更新することにしている。

なお、2016（平成28）年には、事業者にも公益通報に対する理解を深めてもらうために「ここがポイント　事業者の内部通報トラブル」という書籍を刊行し、外部窓口担当弁護士の心構えを定めた「外部窓口担当弁護士のガイドライン」を策定した。

因みに、東弁では、公益通報に関する法律相談及び支援の費用及び日当は東弁が負担することを規則において明記して、公益通報に関する限り相談者に対し経済的負担を求めないこととしている。これは公益通報自体が公益を図るためのものであって私的な利益追求を目的としていないことによるものであって、公益通報者保護法の背後にある理念を具現化したものと評することができる。

③　東京三弁護士会

　　　東京三弁護士会も公益通報者保護法施行に合わせて東京三弁護士会公益通報者保護協議会（以下「三会協議会」という。）を設置することにし、現在も活動している。

　三会協議会においては、三会共同の公益通報相談窓口を設置して、1年ごとに各会が持ち回りで当番会となって公益通報相談を受け付けることになっている。こうして公益通報相談が受け付けられた場合には、各会に配点して各会の相談担当者が公益通報相談を受けることになる。また、毎年、公益通報に関するシンポジウムや講演会などを開催し、会員向けの研修も行っている。

　　　なお、現在、三会各々の規則等を形式的に見る限り、公益通報相談があった場合に支援活動まで行うのかという相談への対応の範囲や労働事件に発展した場合の受任の可否などの点で若干対応が異なる可能性があるということで、東京三弁護士会公益通報者保護協議会において統一的な取扱いを目指して調整している。

（４）公益通報者保護法の見直し

　　　公益通報者保護法は附則第2条において「政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定し、衆議院内閣委員会附帯決議では「附則第2条の規定に基づく本法の見直しは、通報対象事実の範囲、外部通報の要件及び外部通報先の範囲の再検討を含めて行うこと。」とされていた（参議院内閣委員会附帯決議ではこれに「通報者の範囲」も加えられていた。）。

　　　この点、日弁連も消費者庁ほかに対して施行後5年を前にした2011(平成23)年2月18日に公益通報者保護法の見直しに関する意見書を提出していたが、実際には現在まで公益通報者保護法の見直しには至っていない。

　　　ただ、現行の公益通報者保護法では、通報者が保護されるための要件が非常に厳しく、これに対比して通報者が受けることのできる保護の内容が労働法上の不利益禁止程度にとどまってしまっている。これでは、市場において消費者を保護し、公正な社会の実現のためには公益目的の通報者を保護していく法的な仕組みとして制定された公益通報者保護法の独自の存在意義自体が問われていると言っても過言ではない。

　　　そこで、現在、消費者庁において公益通報者保護制度の実効性向上のための方向性について検討するための検討会又は法律問題を集中的に検討するため専門家から構成される同検討会のワーキング・グループの会合が月1回程度のペースで開催されており、2016（平成28）年中には検討結果が取りまとめられる予定であり、法改正も現実化しつつある。このように法改正の機運が高まってきた中で、関弁連は2015（平成27）年8月3日付公益通報者保護制度に関する意見書を発表し、日弁連は同年9月11日に公益通報者保護法日弁連改正試案を消費者庁長官ほかに提出した。

（５）外国の公益通報者保護制度

　　　もともと我が国の公益通報者保護法は、英国及び米国の公益通報者保護制度を参考にして制定された。

　　　ただ、規定を見る限り公益通報者の保護を徹底しているのは韓国法であったため、我が国における法改正の際の議論の参考とすべく、東弁公益通報者保護特別委員会では（日弁連と共催で）2014(平成26)年10月に韓国に委員を派遣して公益通報に関する機関及び団体を訪問し現地調査を行った。その際の有意義な調査結果を「『公益通報者保護法』改正の視点－韓国『公益申告者保護法』調査報告－」と題する報告書にまとめて、関係する国会議員・消費者庁・消費者団体・国会図書館・大学図書館などにも配布した。